

官業払下問題

昭和二十一年大蔵省主計局時代の政策提言。
民有国营論を根幹として日本官業投資株式会
社を設立すべきことを主張している(初出)

一、官業払下論ノ縁由

二、官業払下ノ利弊

(一) 財政ト払下問題

(二) 産業政策ト払下問題

三、官業払下ノ形態

(一) 民有国营論

(二) 国有国营論

(三) 民有国营論

四、官業ノ評価問題

一、官業払下論ノ縁由

官業払下論ハ民営力能率ニ於テモ、「サーヴィス」ニ於テモ
モ官営ニ優越スベシトノ主張ニ基キ既往ニ於テモ一部ニ称
ヘラレタ経緯ガアルガ、製鉄所ノ民営移管以外ニ実現ヲ見
ナカッタ。然ルニ戦時体制ニ移行シタ後ハ逆ニ民営事業ニ

対スル政府ノ統制ガ各種ノ方式ニ依リ逐次浸透スルト共ニ
或モノハ之ヲ国策企業形態ニ改編シ或モノハ政府ニ於テ直
接経営管理スル方法ヲ採用シ、更ニ国有鉄道ニ依ル地方鉄
道ノ大規模ナ買取ニ例ヲ見ル如ク政府又ハ国策会社ニ依ル
民間事業ノ吸収ガ活潑ニ行ハレタ。

然ルニ終戦ト共ニ官業払下ガ突如再燃セルハ戦時中ニ累
増セラレ戦後ニ負荷セラルベキ国債ヲ償却シ、財政収支均
衡恢復ノ手段タラシムベシト云フ財政目的論ヲ主流トシ官
僚統制ニ対スル反動、官吏ニ対スル反感、民業優越論ニ対
スル信念、経済民主化ノ主張等ガ手伝ツテ輿論化セルニ由
ルモノニシテ、朝野ハ賛否両陣営ニ分レテ論議シ、政府モ
亦主トシテ財政上ノ立場カラコノ問題ヲ取上ゲントシテ平
ル狀況デアアル。

二、官業払下ノ利弊

(一) 財政ト払下問題

先ツ官業払下ノ最モ有力ナル縁由トナッタ「財政上ノ理
由」ニ付テハ財政収支均衡ノ要請、財政ノ固定性ヲ緩和シ
其ノ弾力性ヲ恢復スル必要、国債整理ニ対スル国家ノ誠実
ナル態度ヲ通シテ永年ニ亘ル国家信用ヲ維持スル考慮等力

ラ見てモ其ノ断行ヲ可トスベシ。否ソレヨリ以上ニ財政収支ヲ可及的ニ均衡セシメ、「インフレーション」ヲ阻止シ或ハソノ進行ヲ緩慢ニスルノデナケレバ民生ノ安定モ、經濟ノ復興モ期シ得ナイトコロニコノ要請ノ圧倒的比重ガアル。

但シ之ニ対シテハ次ノ反对論ガアル。

(イ)官業払下ハ一時的ニハ財政救済ノ手段トシテ役立つモノナルモ、今後永年ニ亘リ官業収入ノ道ヲ失ヒ、財政ノ弾力性ヲ阻ム虞ガアルカラ、財政救済ハ出来得レバ他ノ方法ヲ選ブベキデアル

(ロ)官業払下ハ戦時成金層ノ財産ヲ保護シ、金融資本ノ既得権ヲ擁護セントスル臭味ヲ脱シ切レナイ。財政破綻防止ノ道ハ国債ノ切捨、国債利子ノ切下、資本課税等ノ方法ニ依ルベキデアル

(ハ)払下後課税権ノ行使ヲ伴フ場合(例ハバ煙草)ニハ其ノ税源ヲ正確ニ捕捉スル必要カラ云ハバ、官業ガヨイ(専売局)

右(イ)ニ対シテハ敗戦日本ノ財政再建ハ尋常ニ同様ノ手段ニ依リテハ其ノ健全性恢復不能デアリ、明日ノ弾力性ノ多少ノ減少ノ為ニ今日ノ切開手術ヲ回避スベキデハナクタクトハ払下ヲ行ハナクトモ官業収入ニ付劃期的增收措置ヲトラネ

バナラヌ。(ロ)ニ対シテハ誠実勤勉ナル貯蓄家ニ対スル国家ノ信用ヲ保持スルハ国家ノ道義性ト謂フ至上ノ要請カラモ、又將來政府ノ必要トスベキ資金ノ調達ニ困却スルコトナキヤウ配意スル必要カラモ当然ノコトデアッテ財産税及財産増加税ト並行シテ政府トシテ開却出来ナイ問題デアル。唯払下資本ノ所有権ガ偏在シ(例ハバ金融機関)既成金融資本擁護ノ色彩ヲ濃厚ナラシメ經濟ノ民主化ニ背馳スル結果ヲ避クル為ニ今回ノ財閥解体ノ方式ニ示サレル如ク所有ノ分配規制ニ適正巧妙ナル手段ヲ講ズル必要ガアル。(ハ)ハ単ナル技術論デアッテ大勢ヲ制スルモノデハナイ。

(二)産業政策ト払下問題

次ニ官業払下ヲ「戦後産業政策ノ立場」ヨリ論スル場合、問題ハ(一)ニ於ケル如ク単純デハナイ。

(イ)先ツ民業優越論ノ是否デアルガ、コノ論ハ官業ヲ會計法規其ノ他ノ行政慣行ノ制約ヨリ解放シ、民間企業心ノ発動ノ場トスレバ、其ノ專業ハ生々タル活動ヲ展開出来ル。殊ニ戦後復興作業ノ迅速ヲ期スル為ニハ尚更其ノ必要ヲ痛感スル。

(ロ)官僚ヲ二大別シテ行政官僚ト産業官僚ト二分ツコトガ出来ルガ、国家トシテハ少数ノ優秀ナル行政官僚ヲ有シ之ヲ優遇シテ官規ノ肅正ヲ期スルヲ以テ足ルベク、

圧倒的ニ多数ノ産業官僚ヲ抱ヘナケレバナラヌ筋合ハナイ。又官僚自体ノ立場カラ云フモ、ソノ数ガ多スキルト素質及品性ノ低下ヲ来シ、待遇改善モ困難トナルノミデハナク行政面ノ失敗ガ産業官僚ニモ及ビ、産業面ノ非難ガ行政官僚ニモ波及スルニ至ルコトハ決シテ官僚ノ利益デハナイ。

(八)我國ハ敗戦後領土ノ四四%ヲ奪ハレ広域勢力圏ヲ失ツタ上、更ニ軍需企業ノ消滅ヲ来シタ為民間ノ資本、技術、労働力ノ市場ハ非常ニ狭隘ニナツタノデアルカラ官業ヲ其ノ市場トシテ解放スベキデアル。

殊ニ我國ノ産業構成上占ムル官業ノ地位ハ戦前、戦時ヲ通シテ圧倒的ニ大キク其ノ資本力ハ大小財閥ノ連合軍ヲ以テスルモ、其ノ比デハナカッタ。然ルニ戦後ハ海外企業及軍需企業ノ消滅、財閥ノ解体等ニ依リ官業ノ比重ハ更ニ重加セラレ日本産業構成ハ益々固定化シ産業ノ萎微今日ヨリ甚ダシキハナイ。同時ニ又財閥ノ解体ヲ通シテ闡明セラレタ連合國ノ意圖ハ日本經濟民主化ノ大道ヲ指向シテモルノダカラ、官業ノ解放モ其ノ線ニ沿ツテ果敢ニ断行シ日本經濟ノ民主化ト其ノ沈滞ノ打破ニ寄与スベキデアル。

右(イ)、(ロ)、(ハ)ノ主張ヲ批判スルニ付、一貫シテ透徹シタ

認識ヲ持タネバナラヌコトハ次ノ諸点デアル。

(a)日本ノ如キ貧弱ナル資源國ニアツテハ、資源ノ配分利用ニ付重複無駄ヲ省クコトガ絶対ノ要請デアルカラ、タトヘ官業ヲ民間ニ解放スルトスルモ、政府ニ依ル其ノ独占性ノ保障其他適切ナル統制ガ要請セラレルシ、其ノ独占企業利潤ノ処分ニ付テモ同様政府ニ依ル吸收乃至規制ノ方策ガ必要ニナルカラ、民営ニ移スモ依然政府ノ嚴重ナル監督ガ必要デアツテ、否サウスルコトガ却テ經濟ノ民主化ノ趣旨ニ忠実ナ所以デモアル。

(b)官營企業ノ經營ガ官僚的(人情ノ機微ニ無感覺、形式的且非能率的)ニ墮スル傾向ハ否ミ難イガ、コノコトハ大規模ナ民營事業ニモ共通ノ弊害デアツテ独リ官營ノミノ罪デナイコトハ、電燈、水道、瓦斯、電車等所謂公共事業ノ經營ト比較スレバ直チニ諒解ガユクコトデアル。官業ニ於テ會計法規、官吏服務規律其他ニ依リ其ノ企業活動ヲ制約シツツアルハ独占の大企業ノ陥リ易イ大組織ニ内在セル欠陥ヲ可及的ニ是正セントスル趣意ニ出タモノデアル。

(c)次ニ經濟機構民主化ノ主張トノ関連デアルガ、資源の二制約セラレタ日本經濟ト云フ特殊条件ノ下ニ於テハ基本産業ノ独占化ハ避け難イ運命デアツテ、ソノ条件

ノ下ニアツテ如何ニシテ民主化ヲ実現スベキカノ方法、形態ニ付テハ遽力ニ先進各国ヲ模倣スベキデハナク、日本經濟ノ特殊性ニ即シテ解決方途ヲ見出スベキデアルコトモ自明ノ理デアル。而シテコノ課題ニ対スル権威アル答案ハ現在ノ処ドコニモ見出サレナイ狀況デアル。

有体ニ云ツテコノ問題ハ日本經濟再建ノ鍵ヲ握ル連合國ノ世界政策ノ枠内ニアルモノト云フモ決シテ過言デハナイ。

(d)更ニ「官業私下ノ限界」ニ付テ吟味シナケレバナラヌ之ニハ事業ノ性質上ノ限界、採算上ノ限界、政策上ノ限界トガ考ヘラレルデアラウ。

性質上ノ限界トシテハ恒久的ニ政府ニ於テ掌握スルヲ要スル事業領域例ヘバ貨幣ノ製造(偽造防止)

採算上ノ限界トシテハ官営事業中ニ在ル科学技術及芸術ノ研究及保存部門

政策上ノ限界又ハ条件トシテハ其ノ時代ノ客觀条件ニ即シ、(1)独占利潤吸収乃至ニ対スル特別課税、(2)社会政策財政經濟政策上ノ立場カラスル製品及「サーヴィス」ノ價格規制、配給規制並ニ経営及経理ニ対スル規制乃至調整等ニ対スル政府ノ干渉乃至介入権力留

保セラレネバナラヌコト。

(e)仮ニ私下論ヲトルトシテモ戦後經濟ノ実情ヲ見ルニ民間企業ノ採算的基盤脆弱デアツテ、官ニ依ル大規模ノ「発註制度ノ実施」、「地券又ハ財団券ノ制度」ヲ新設シテ、民間企業新生ノ基盤ヲ構築シナケレバ經濟復興至難デアラウト云フ議論モナリ立チ得ルシ、殊ニ復興原材料ノ手当ニシテモ、今日ノ混沌タル經濟界ニ処シテ民間ノ限ラレタカラ以テシテ八十分ヲ期シ得ナイ憾ミガアリ官ノ大キイカニ依存シナケレバナラナイ事情モ考慮スルト現在ガ其ノ「時期」カドウカニ対シテハ消極的ニ答ヘナケレバナラヌ。

之ヲ要スルニ産業政策的立場カラスル私下ニ付テハ日本經濟ノ特質カラ来ル制約ヲ考慮シ、私下ノ時期ニ付慎重ニ検討スル必要ガアルカラ、現在私下ヲ実行スルトスレバ其ノ形態ヲドウスベキカハ此等ノ考量カラ練リ出サネバナラナイ。

三、官業私下ノ形態

(一)「終極的全面的私下論」即チ「民有民營論」ニ付テハ財政目的ヲ貫徹スルコトガ出来ルカ産業政策等ノ立場カラ

割り切レナイ部面ガアルカラソノ是非ノ判定困難デアリ仮
ニ私下論ニ加担スルトスルモ、日本經濟ノ民主化ノ基本圖
表ガ未ダ判然シナイシ、極度ノ經濟ノ不安定性ヲ考慮スレ
バ現在ハ少クトモ其ノ時期デハナイ。

(二)「国有民營論」ニ付テハ私下論ノ根幹ヲナス財政救済
ニ少クトモ現在ノ時点ニ於テハ全然無力デアルト云フ致命
的欠陥ニ加ヘテ民有民營論ニ対スルト同様問題トナル点ガ
アルノデ之又消極ニ解サネバナラナイ。

(三)「民有国營論」ヲ根幹トシ国營ノ欠陥ヲ是正スル方途
ヲ別ニ講ズル方法ハ財政目的ヲ充足スルト共ニ産業上ノ問
題ノ検討及時期ノ熟成ヲ待ツコトガ出来ル点ニ於テ現在ニ
於テハ少クトモ賢明ナル方策デアルト考ヘラレル。ソノ方
法トシテハ、

(イ)帝國鐵道、專売局、造幣局、印刷局、通信事業ノ各特
別會計ノ資本總額ヲ再評價シテ別ニ設立スベキ、日本
官業投資株式會社（仮称）ニ讓渡スルコト

(ロ)日本官業投資株式會社ハ右讓受資産ノ対価トシテ之ニ
相当スル額面ノ國債又ハ現金ヲ政府ニ納付スルコト

(ハ)日本官業投資株式會社ハ(イ)ノ資本總額ニ相当スル

額以上ノ資本金ヲ以テ設立シコレヲ株式二分チ公募ス
ルコト

右株式ノ公募ニ当リテハ國債ヲ以テ之ニ応ジ得ルコトト
スルコト

(二)各特別會計ハ必要ノ改正ヲ施シテ其ノ儘存置セシメ其
ノ益金ヲ凡テ日本投資株式會社勸定ニ振込ムコト但シ
其ノ益金ガ出資金ニ対シ五分ヲ超ユルトキハ其ノ超過
額ヲ一般會計ニ繰入ルルコト

(ホ)各特別會計ノ建設及改良ニ要スル資金ハ一切日本官業
投資株式會社ヨリノ出資金ニ依ルコトトシ其ノ限度ニ
付毎年度議會ノ協賛ヲ得ルコト

右投資資金ノ調達ニ当リ日本官業投資株式會社ハ社
債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ為シ得ルコトトスルコト。而
シテ社債發行額又ハ借入金ノ額ガ相當額ニ上ルトキハ
増資シ得ルコトトスルコト

(ハ)日本官業投資株式會社ノ株式ノ所有ノ偏在ヲ規制スル
為法人、個人ニ付夫々持株最高限ヲ設定スルコト

右株式ニ対シテハ各特別會計ノ自己ノ勸定ニ屬スル
金額ヲ源泉トシテ之ニ配当スルコト

(ト)日本官業投資株式會社ノ株主ハ其ノ株主總會ニ各官業
事業ノ当事者ヲ招キ其ノ業務報告ヲ受クルヲ得ル等其
ノ經營ニ対スル發言權ヲ何等カノ方法ニ依リ認メルコ
ト

(子)日本官業投資株式会社ニ対シテ八法人税ヲ賦課セザルコト

四、官業ノ評価問題

(一)評価方法ノ種類

(イ)帳簿価格

(ロ)再調達価格

(ハ)帳簿価格プラス営業権

(ニ)再調達価格プラス営業権

亦収益還元法

(ヘ)条件付予想収益還元法

(二)評価方法ノ吟味

(イ)帳簿価格ハ現在ノ物価水準及収益率ヨリ判断シ過小

評価トナリ所有者ニ莫大ナ秘密資産ヲ留保スルコト

ニナルカラ不可。

(ロ)再調達価格

再調達ノ時期選定ニ依リ多様ノ答案ガアリ得ル。

終戦前二、三年間ノ軍事的要請等ニ因ル緊急工事

(突貫工事)ノ「コスト」ヲ採用スレバ過大評価トナリ

収益之ニ追隨シ得ナイシ、終戦後ノ建設及改良工事ノ「コスト」ハ物資ノ絶対的不足、物価ノ不安定、労務ノ不定、鉄、石炭其他主要生産資材ノ価格差補助制ノ撤廃等ノ事情ヲ勘案スレバ正確ナル捕捉困難デア

ル。又物価指数ニ依ル修正ハ特定事業ニ適合シナイ。

(ハ)帳簿価格、再調達価格ニ営業権ヲ加算スル方法

帳簿価格、再調達価格ノ選定自体ニ前述ノ如キ欠陥ガアルノミナラズ営業権ノ評価方法ハ結局収益還元ノ方法ニ依存シナケレバ困難デア

(二)収益還元法

何レノ期間ノ収益ヲ如何ナル率ヲ以テ資本還元ス

ベキヤガ問題ノ焦点デアツテ最近ニ於ケル収益ノ採

用ニ八左ノ欠陥ガアル。

(a)収益ノ基礎タル資本ノ表示価格ニ八既往年間ニ於

テ高低区々タル建設改良等ノ「コスト」ヲ無修正

ノ儘内含セルコト

(b)支出ノ面ニ於テ事業費項目特ニ人件費、燃料費其

ノ他ハ主要食糧ノ価格ノ釘付、鉄、石炭等ニ対ス

ル価格差補助等ノ措置ヲ講ジ極力昂騰ヲ抑制シ来

ツタ為、終戦後ノ支出予想トノ間ニ相当ノ差異ア

ルベキコト

(c) 収入ノ面ニ於テハ軍用、重要産業用其他ノ要求ニ

依リ正常ナル経営計算の考量ニ著シキ制約ヲ受ケ、

空襲其他戦災ニ由リ直接間接ニ経営能率ノ障害、

操業度ノ低下ヲ来セルノミナラズ生産並價格政策

ノ立場カラ独占價格ノ恩典享受ヲ可及のニ遠慮シ

来ツタコト等ノ為コレ又終戦後ノ収入予想トノ間

ニ相当ノ差異アルベキコト

以上ノ欠陥ヲ可及のニ補填スル為ニ戦後ノ復旧

及操業度ノ向上速度ヲ基軸トシテ收支ノ項目ニ付再

検討ヲ加ヘ予想収益ヲ見積リ之ヲ資本ニ還元スル方

法ヲトルコト

右予想収益ノ見積リニ當ツテハ財政上ノ目的ヲ他

ノ目的ヨリ優先セシムルコト

資本還元率ハ公債ヲ物の資本化セントスル目的ヲ

考慮スレバ公債利子ヨリ一分乃至五厘低位トスルモ

差支ナキコト

以上ノ修正並予想ハ現在及将来ノ不安定ナル経済

ノ下ニ於テハ正確ヲ期シ難イカラ、コレニ依リ計算

サレタ資本ノ払下ニ付テハ一定ノ条件ヲ附ス必要ガ

アルコト

右条件ノ中最重要ナルモノトシテハ一定率以上ノ

独占収益ヲ国庫ガ留保スルコト